

IATSS三十周年によせて

息つく暇 breathing space

宮原守男 虎の門法律事務所弁護士

1952年東京大学法学部法律学科卒業、54年弁護士。67年から93年まで警察大学校特別幹部研修所・本科などの講師、74年最高裁司法研修所刑事弁護教官、87年平和学園理事長、89年(株)教文館代表取締役会長、93年明治学院理事、2002年東京女子大学理事など歴任。



私がIATSSの会員になったのは、江守一郎先生の推薦で、その前年の総会に講演を依頼されたのが機縁である。その講演のテーマは、「法の柔軟構造 Flexible Structure of Law」で、法律は本来かたいものではなく、やわらかいものだという話をした。本田宗一郎さんが最前列で、私の話を呵々哄笑しながら聴いてくださった記憶がある。交通事犯で、前方不注視などの違反があったとしても、相手車両が赤信号無視など予想を越える無謀運転をして事故になった場合においては、「信頼の原則」というものがあり、道路上の車両同士は相互の運転を信頼して運転をするものであるから、相手車両の無謀運転まで予測して運転する義務はなく、通常の注意義務を果たし運転すれば足り、処罰されることはない。この「信頼の原則」を最初に認めた裁判例がホンダの原動機付自転車であったことを紹介したとき、本田さんが哄笑されたのである。

名誉毀損訴訟に「Fair comment (公正な論評)の法理」がある。言論報道の自由の観点から、個人の名誉が毀損された場合であっても、その表現がFair commentと認められる限り、慰謝料支払等の義務がないというものである。森喜朗総理(原告)が月刊誌『噂の真相』を名誉毀損で訴えた最近の裁判例で「サメの脳ミソ」「ノミの心臓」を持つ原告が“総理失格”である記事を載せた点について、いささか品位を欠く表現ではあるけれども、原告は政治家で、しかも内閣総理大臣の地位にあるから、その資質、能力、品格は政治的、社会的に厳しい批判に、時として揶揄にさえ、さらされることは避け難い立場にある者であり、一般の読者もいわば風刺的表現として理解するにすぎないから、このような表現をもって直ちに原告の社会的評価を低下させると認めるのは相当でなく、原告もこの程度の表現は受忍すべきであるとした。fairという言葉には「公正」という意味のほか、「まあまあ」「ほどほど」といった意味がある。アメリカでの学業成績の5段階評価として、A (excellent)、B (good)、C (fair)、D (below average, passing)、E (poor)がある。Cのfairは、「まあまあ」neither excellent nor poorの意味で、Fair commentの法理のfairもこの程度のもので理解されているのである。

わが国の名誉毀損判例は、アメリカ連邦最高裁の判例の影響を強く受けている。アメリカ連邦最高裁のleading caseに、New York Times事件がある。この事件は、公民権運動の指導者キング牧師に対する警察の逮捕などがあり、公民権運動の支援を訴える意見広告を掲載したが、アラバマ州モントゴメリ市公安委員長長のSullivanがNew York Timesを名誉毀損で訴えたもの。言論表現の自由の保障と名誉毀損との衝突の事件で、アメリカ連邦最高裁はNew York Timesの言論表現の自由に軍配を上げた。法廷意見の中で「誤った言説は、自由な討論においては避けられないものであり、表現の自由が生き延びるために必要な『息つく暇 breathing space』がなければならないとすれば、この誤った言説も保護しなければならない」と述べた。

私がIATSSの会合で感じてきたことは、まさに、この『息つく暇 breathing space』があることである。IATSSの研究は、いろんな専門家集団による学際的な研究であるばかりでなく、「学び」と「遊び」とが同居しており、この「遊び」がbreathing spaceである。それによって研究は常に楽しい研究となっている。